

別添

「技術提案書」作成要領

工事名 令和8年度大阪拘置所渡り廊下A新営工事

【提案項目①：防水性能の耐久性向上に係る品質向上に関する提案】

内 容 建築物の長寿命化のためには、屋根、庇、外壁（地下躯体を含む）等の外部に面する部分から躯体内部へ雨水及び地下水の浸入を防止することが重要であるため、防水性能の耐久性向上に関して施工上配慮すべき事項について提案を求める。

標準案 詳細図面及び特記仕様書の記載事項を標準案とする。

【提案項目②：工事関係車両等の出入口周辺における配慮事項に関する提案】

内 容 本工事敷地の前面道路は一方通行であり、近隣に多くの住宅及び小中学校があることを踏まえ、周辺環境や道路事情に配慮した安全対策及び環境維持について提案を求める。

標準案 詳細図面及び特記仕様書の記載事項を標準案とする。

- 1 技術提案は、標準案又は資料提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。
- 2 別記第4号様式の提出は、日本産業規格A列4番縦1頁以内とし、図表等は貼り付けないこと。上記頁数を超えた場合、加点評価対象は1頁目までに記載されている内容とし、2頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、2頁目以降に記載した内容（施工不可又は不採用と判断されたものを除く。）についても履行義務を負うものとする。
- 3 各提案項目における個別提案について図表等による補足説明が必要な場合は、当該個別提案に対する補足のみを記載し資料番号を付して、各個別提案につき、日本産業規格A列4番縦1頁に限り別途提出することができる（個別提案が5項目ある場合は、5頁となる。）。補足説明資料についても履行義務を負うものとする。

文面の文字の大きさは10.5ポイントを基本とし、説明図、表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとすること。

これらに反する提出及び記載を行った個別提案は加点対象としない。ただし、履行義務（施工不可又は不採用と判断されたものを除く。）を負うものとする。

- 4 個別提案の記載に当たっては、補足説明資料を含め文面、説明図表、写真等に企業名（過去に受注した具体的な工事件名等の企業名が類推できるものを含む）を記載しないこと。

これらに反する記載を行った個別提案は加点評価対象としない。この場合、当該個別提案については標準案に基づく入札を行うものとする。ただし、履行義務（施工不可又は不採用と判断されたものを除く。）を負うものとする。

- 5 各提案項目の個別提案の最大数は5とし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。加点評価対象は番号1から5の個別提案とし、これを超

えた番号の個別提案は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない個別提案についても加点評価対象としない。この場合、5を超えた通し番号の個別提案及び通し番号の記載がない個別提案については標準案に基づく入札を行うものとする。なお、個別提案の数が5に満たない場合であっても、欠格とするものではない。

6 一つの個別提案には、一つの着目点（「〇〇対策」等）についての施工計画（提案内容）を記載すること。

一つの個別提案に、複数の着目点についての施工計画（提案内容）を記載した場合は、一つの着目点についての施工計画（提案内容）のみを加点評価対象とする。ただし、加点評価対象としないものも含め、全ての着目点についての施工計画（提案内容）を履行義務の対象とする。

【一つの個別提案に複数提案を記載した場合の例】

- ・（タイトル）車両搬入口について
(内 容) 騒音対策として〇〇を実施し、安全対策として△△を実施する。

なお、各個別提案は他の個別提案と併せて加点対象とする場合がある。

7 品質の向上を求める提案は、工事目的物の耐久性、強度、出来映え等を向上させることをいい、施工性の向上は含まない。

8 一つの個別提案に対する具体的な施工計画（提案内容）は、工事の特性及び現場条件等を考慮の上、個別提案の着目対象に関して効果を発現させるための一つの実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。

ここでいう「効果を高めるために付帯して行うもの」とは、一つの提案技術を効率的、効果的に行うための効果検証、確認など、合わせて実施することで合理的な効果が発揮されるものであり、その場合においては主たる提案技術を明確に記述すること。

曖昧な表現及び「現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等に基づき施工」等の簡易な表現はしないこと。

個別提案は、期待される効果の有効性、具体性、適切性等について標準案との差を明確に記載すること。

これらに反する記載を行った個別提案は加点評価対象としない。この場合、当該個別提案については標準案に基づく入札を行うものとする。ただし、履行義務（施工不可又は不採用と判断されたものを除く。）は負うものとする。

9 以下に示すような個別提案は、施工不可（提案が不適切であるもの）として、加点評価の対象としない。

- ① 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ② 関係法令に違反するもの
- ③ 工事目的物の変更が伴うもの
- ④ その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

10 以下に示すような個別提案は、契約後の協議等により確認するべきものであることから、契約前の技術提案としては不採用として、加点評価の対象としない。

① 近接する他工事との調整や第三者（当該施設管理者、他機関等）との協議（一般的な協議事項を除く。）を要するもの

② 現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等の変更が伴うもの

【図面等の変更の伴う例】

- ・現場説明書に示す与条件を変更するもの、仮設図（参考図）を変更するもの、新技術を用いる等で標準仕様書に示す工程を省略するもの

③ 個別提案の期待される効果の有効性、具体性、適切性等が不明確なもの

④ その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの